

【EU】超高速ブロードバンドの普及促進

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州委員会は、2010年9月20日、欧州連合における高速及び超高速ブロードバンドの普及促進を補完する3つの措置を採択した。各加盟国宛ての勧告、欧州議会及び理事会決定の提案並びに欧州議会及び理事会等に宛てた政策文書の3つである。

欧州連合（以下「EU」という）の2010年9月20日の発表（注1）によれば、EUにおけるブロードバンドによるインターネット接続の普及率は24.8%であるが、高速ファイバーによる接続は1%に留まっており、わが国の12%及び韓国の15%に比較すると、もっと発展させなければならないとしている。

EUの成長戦略「欧州2020」（2010年6月採択）では、その7つの主要事業の1つに「欧州デジタルアジェンダ」を置いている。これは、インターネット接続の確保と回線速度の高速化を課題とするもので、2013年までにはすべての人が接続し、2020年までには30Mbpsの回線速度で、かつ、50%以上の家庭が100Mbpsで接続することを目標としている。（植月献二「【EU】欧州デジタルアジェンダの策定」『外国の立法』244-1/2号，2010.7-8，p.30.参照。）

欧州委員会が採用した今回の3つの措置は、高速並びに超高速のブロードバンドネットワークへの官民の投資を促すことを目的としている。これが、ブロードバンドネットワークを介して提供されるサービスの需要を喚起し、それが経済成長を促進し、再びサービス需要を促進するなどの刺激の良い循環が期待されている。

1 勧告

EUは、垂直統合された独占事業体に規制を課し、競争原理に基づく市場の統合と自由化を進めてきた。2002年にそれまでの法体系を統合し再編する規制改革を行ったが、ブロードバンドの普及、地上デジタル放送への移行など、情報通信環境の急速な変化や進展に対処するために、2009年にさらなる改革を行った。これは、規制の枠組みを見直し、消費者の選択肢の拡大、市場における競争の促進、独立した監督機関の確保、基盤投資の拡大、デジタルデバイドの解消などを狙いとするものであった。（注2）

この改革では大きな法改正が行われたが、その改正対象に「アクセス指令（2002/19/EC）」やEU共通の規制を設ける「枠組指令（2002/21/EC）」がある。今回、欧州委員会が行った勧告は、これらの指令に規定する市場分析等に基づいて行われたもので「次世代接続網への規制接続に関する欧州委員会の勧告（2010/572/EU）」というものである。次世代接続網とは、大容量の通信が可能な光回線を通信回線として利用するブロードバンドネットワークのことである。

この勧告の目的は、新しい次世代接続網へ移行していくに際し、ブロードバンドサ

一ビス市場において投資及び競争をバランスよく促進することによって、市場の統合促進と発展を図ろうということである。勧告は、そのために、次世代接続網に対して新規事業者が参入しやすくなるように共通の規制方法をとることなど、法的な確実性を強化するために、各加盟国の監督庁の対処指針として提示されたものである。

2 決定の提案

欧州委員会は、「無線周波数方針第1次計画を策定する欧州議会及び理事会決定に関する提案（COM/2010/471 final）」を公表した。先述した「枠組指令」の改正では、新規に、欧州委員会は、複数年度にわたる無線周波数政策の計画を策定する立法提案を欧州議会及び理事会に提出することができ、関係法令の規定に適合する無線周波数利用に関する戦略的計画等を策定するという規定が追加されていた（第8a条第3項）。今回の決定案はこれに従って行われたものである。

ここで示されている第1次計画は、2015年までの5か年方針として計画するもので、効率的な無線周波数の管理を行い、特に、無線ブロードバンドのための十分な周波数を2013年までに確保するものである。枠組指令では、有線敷設の経費が嵩む地方では無線ブロードバンド接続サービスを配備し、これによるデジタルデバイドの克服を目標としているが、欧州委員会は、EUにおいて、より効率的で競争的な周波数利用が進めば、革新的な技術やサービスの発展も促進されると期待している。今後、通常の手続により両機関での審議が進められる（COD 2010/0252）。

3 政策文書

先述した欧州デジタルアジェンダのブロードバンド目標を達成するために、欧州委員会は欧州議会、理事会、経済社会委員会及び地域委員会に向けて政策文書を公表した。「欧州ブロードバンド：デジタルを軸とした成長への投資」という政策文書である（COM/2010/472 final）。

欧州委員会は、この文書の中で当該分野の技術や市場の発展状況を分析し、目標達成の方法や今後の行動計画を提示している。

今後、欧州委員会は、各加盟国に対し、先述した勧告を迅速に実施し、各国でのブロードバンド目標の設定及び欧州ブロードバンド目標に合致した実施計画を策定することを求めており、2011年にはそれらの国内計画を評価するとしている。

注（インターネット情報は2010年12月14日現在である。）

(1) この補完的措置についての発表。“Digital Agenda: Commission outlines measures to deliver fast and ultra-fast broadband in Europe,” *Press Releases Rapid*, IP/10/1142, 20 September 2010.

<<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/1142&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

(2) 植月 献二「EUの情報通信規制改革—急速な通信環境変化への対応—」『外国の立法』246号, 2010.12, pp.42-85.参照。 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02460003.pdf>>